

夜間対応型訪問介護

加算の種類	提出を求める書類
24時間通報対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務体制及び従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （加算算定月のもの） ・訪問介護事業所と連携体制を確保していることがわかる契約書等
特別地域加算	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類なし
中山間地域等における小規模事業所加算 （地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類なし
認知症専門ケア加算（Ⅰ），（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙26） ・従業者の勤務体制及び従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （加算算定月のもの） ・介護職員，看護職員ごとの認知症ケアに関する研修の目標，内容，研修期間，実施時期等を定めた計画（※加算Ⅱの場合のみ） ・定期会議の記録（すでに実施している場合）又は予定表 （人材要件） ・認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置がわかるもの <p>※認知症ケアに関する専門性の高い看護師とは次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修修了証 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程修了証 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとの研修計画 ・定期的会議の記録（すでに実施している場合）又は予定表 ・定期的な健康診断の実施記録又は計画 ・（別紙7参考資料）有資格者等の割合の参考計算書 ・介護福祉士登録者名簿（参考様式）又は介護福祉士の登録証 ・職員雇用状況表（参考様式）又は雇用年数が分かるもの <p>【人材要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務体制及び従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7） （前年度（3月の除く），前年度実績が6月満たない事業所は届出日の属する月の前3月） ●介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち，介護福祉士の占める割合が60%以上であることを計算したもの（常勤換算） <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち，勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であることを計算したもの（常勤換算）

<p>サービス提供体制強化加算（Ⅱ），（Ⅲ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（（介護予防）訪問入浴介護事業所）（別紙12） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとの研修計画 ・定期的会議の記録（すでに実施している場合）又は予定表 ・定期的な健康診断の実施記録又は計画 ・（別紙7参考資料）有資格者等の割合の参考計算書 ・介護福祉士登録者名簿（参考様式）又は介護福祉士の登録証 ・職員雇用状況表（参考様式）又は雇用年数が分かるもの <p>【人材要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務体制及び従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙7）（前年度（3月の除く），前年度実績が6月満たない事業所は届出日の属す（Ⅱ）の場合 ●介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち，介護福祉士の占める割合が40%以上であることを計算したもの（常勤換算） <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち，介護福祉士及び実務者研修修了者の占める割合が60%以上であることを計算したもの（常勤換算） <p>（Ⅲ）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち，介護福祉士の占める割合が30%以上であることを計算したもの（常勤換算） <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち，介護福祉士，実務者研修修了者等の総数の占める割合が50%以上であること（常勤換算） <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ●従業者の総数のうち，常勤の者の占める割合が60%以上であることを計算したもの（常勤換算） <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ●従業者の総数のうち，勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であることを計算したもの（常勤換算）
<p>LIFEへの登録</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類なし